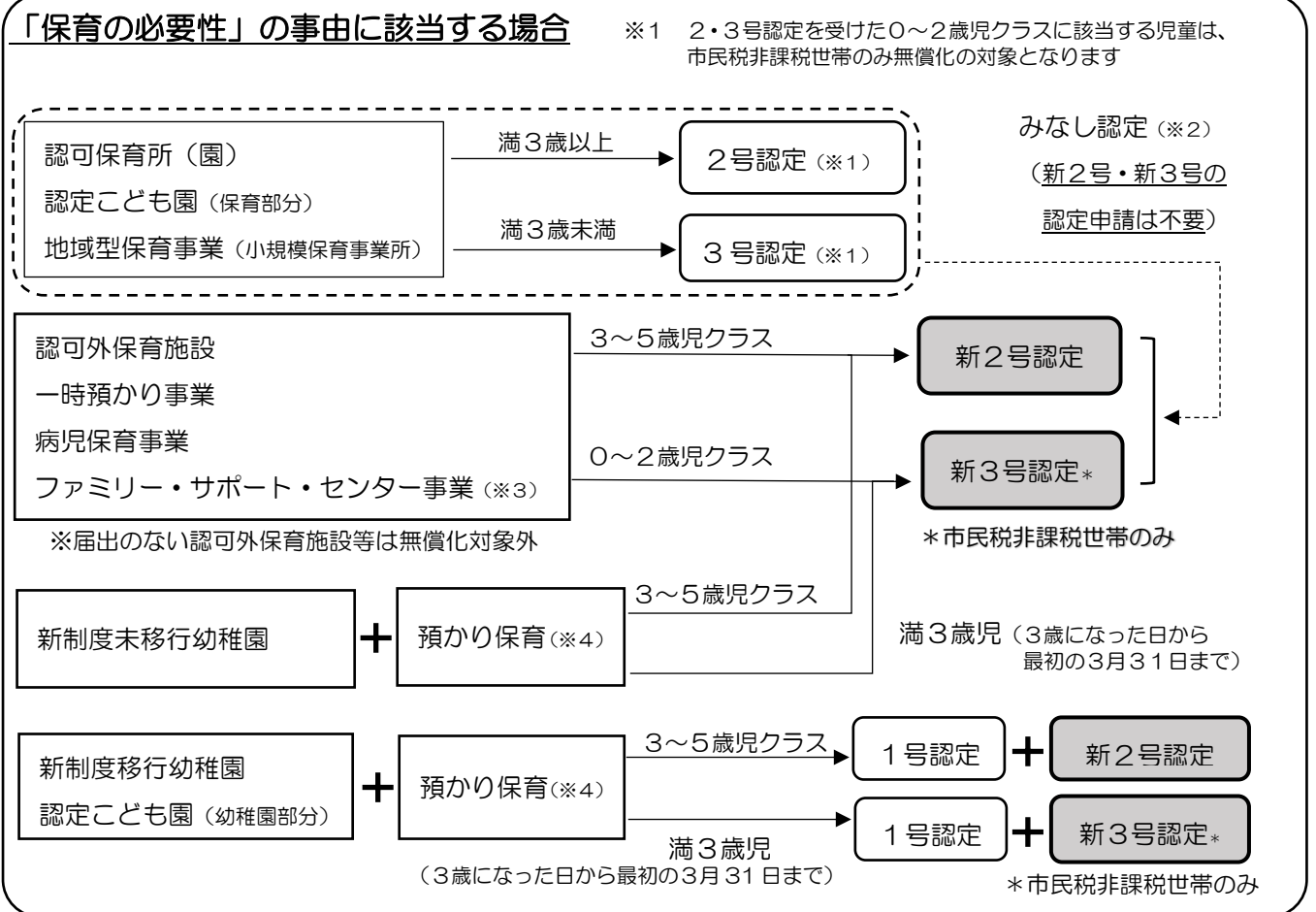


★認定の種類及び区分

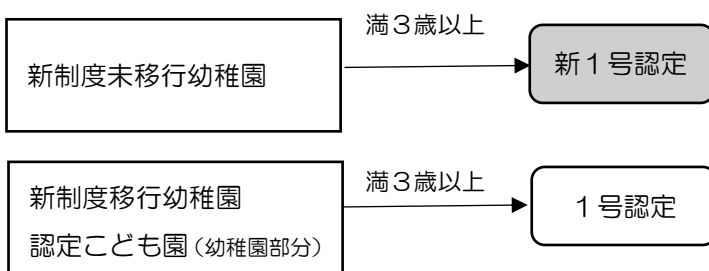
利用する施設・事業や児童の年齢、保育の必要性などにより、認定が異なります。

教育・保育給付認定		施設等利用給付認定	
1号認定 子ども	満3歳以上の就学前子ども（2号認定子ども以外）	新1号認定 子ども	満3歳以上の就学前子ども（新2号・新3号認定子ども以外）
2号認定 子ども	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	新2号認定 子ども	満3歳になって最初の3月31日を経過した保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定 子ども	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	新3号認定 子ども	満3歳になって最初の3月31日までの間にある保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（市民税非課税世帯に限る）

★各施設・事業における認定について



「保育の必要性」の事由に該当しない場合



※ 上記のほか、就学前の障害児の発達支援（障害時通園施設）を利用する3～5歳児クラスに係る利用料も無償化されます。

※2 みなし認定

認可保育所等の利用申し込みをし、2号または3号認定を受けて入所できていない場合、新2号・新3号の認定申請を行わずに新2号・新3号の認定を受けたものとみなします。（ただし、新3号認定は市民税非課税世帯に限定）

※3 ファミリー・サポート・センター事業

「送迎」のみ利用する場合は無償化の対象外です。

※4 預かり保育

条件によっては、預かり保育に加え認可外保育施設等も無償化の対象外となります。